第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

津島市では、障がい者施策の方向性を明らかにするため、平成 30 年3月に「第4 期津島市障がい者計画」を策定し、障がい者福祉施策の推進に取り組んでいます。

また、同月に主に障がい福祉サービスや障がい児通所支援の提供と確保に関する「第5期津島市障がい福祉計画」「第1期津島市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、計画的なサービスの提供を進めています。

国は、障害者権利条約批准後初めての基本計画となる「第4次障害者基本計画」を 平成 30 年3月に策定し、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき、 社会のあらゆる行動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるようにする ための具体的な支援内容を明示しました。障がい者の法定雇用率の引き上げ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立、「高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律」の改正等が進み、障がい者の社会参加への支援は整いつ つありますが、一方で障がい者に対する差別や偏見は根強く存在し、日常生活上の不便さ・困難さを解消できていません。障がいの有無によって分け隔てられることなく、 人格と個性を尊重し合い、多様性を認め合う社会をめざし、共生意識の定着を図ることが求められています。

「第5期津島市障がい福祉計画・第1期津島市障がい児福祉計画」は、令和3年3月をもって計画期間が満了します。

近年、障がいの重度化や高齢化等さまざまな影響により、福祉ニーズは複雑化・複合化していますが、今回策定する「第6期津島市障がい福祉計画・第2期津島市障がい児福祉計画」は、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」をめざす「第4期津島市障がい者計画」の基本理念に向かって、地域で安心して生活できる基盤の整備を進めていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 法律による根拠

津島市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」にそれぞれ相当するものです。

□ 障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(抜粋)

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込 量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

□ 瞳がい児福祉計画

児童福祉法 (抜粋)

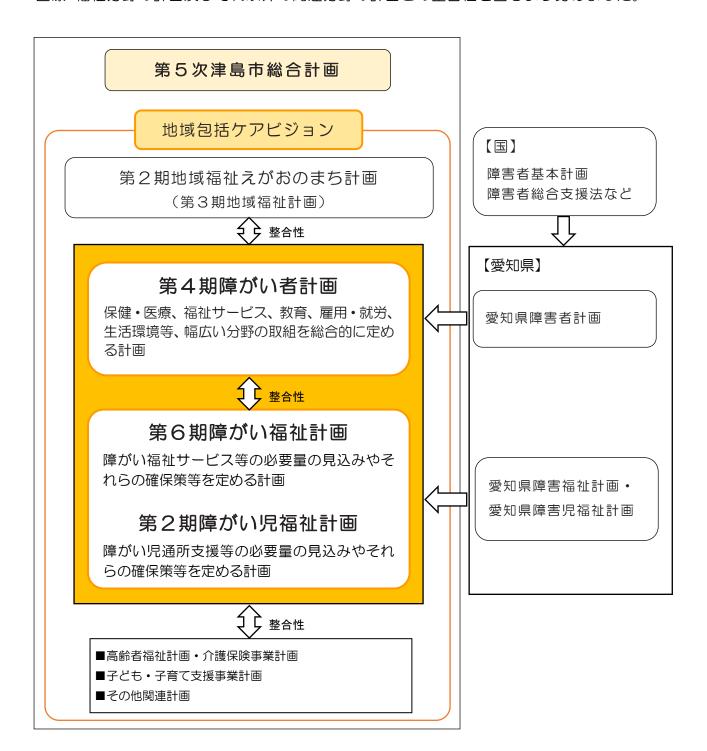
第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努める ものとする。
- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係 機関との連携に関する事項
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に 規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(2) 上位 • 関連計画

本計画は、国が定める基本指針に即し、障がい者計画の生活支援の部分にあたる障がい福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保や、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する計画です。

計画の策定には、地域福祉えがおのまち計画(第3期地域福祉計画)のほか保健・医療・福祉分野の計画及びそれ以外の関連分野の計画との整合性を図るよう努めました。



3 計画の期間

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応 するため、期間中であっても計画の見直しを行うことがあります。

平 成23年度	平 成24 年度	平 成25 年度	平 成26 年度	平 成 27 年度	平 成 28 年度	平 成29年度	平 成30年度	令 和 元年度	令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5年度
第 4 次 総 合 計 画平成 23 年度~令和 2 年度									第5次総合計画 令和3年度~ 令和12年度			
(第2期							えがおのまち計画 地域福祉計画) E度〜令和2年度			第2期 地球部止えがおのまち計画 (第3期地域福祉計画) 令和3年度~ 令和7年度		
		第3期]障がし	^者福	业計画				期障か 0 年度・			
		第3期第3期			业計画 第4期 い福祉				80 年度	~令和 ! 障が 令和		計画 ₹~

4 計画の推進

(1)計画の推進体制

本計画は、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」をめざす計画です。

① 関係機関との連携

本計画を推進していくにあたり、地域を構成する市民、障がい者福祉関係団体、 サービス提供事業者、社会福祉協議会及び行政等が相互に連携を図ります。

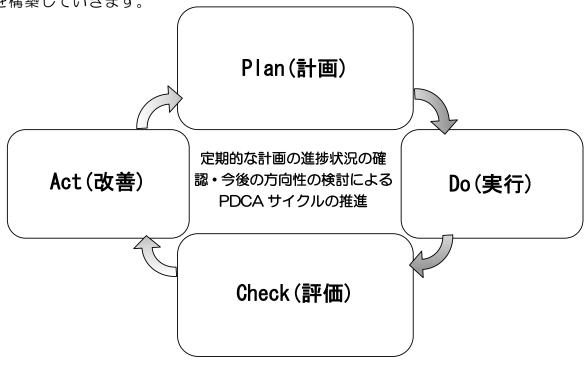
さらに、地域における障がい者を支えるネットワークの核となる津島市障がい者 総合支援協議会の各活動を中心に、取り組みを行っていきます。

② 障がい福祉圏域における連携

必要な障がい福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、海部圏域に おいて連携を図り、サービス供給及び支援体制の充実を図ります。

(2) 計画の進行管理

本計画は、令和3年度から5年度の計画期間となりますが、毎年の実施状況を総合支援協議会に報告し、毎年進捗状況のチェックと評価を受けながら、PDCAサイクルを構築していきます。



5 計画の策定体制

(1) 「津島市障がい福祉計画等策定委員会」の開催

本計画は、障がい者当事者会及び家族会の代表、識見を有する者、保健・福祉・教育・雇用の関係行政機関の職員等から構成される「津島市障がい福祉計画等策定委員会」において、内容を審議・検討し、その意見を踏まえた上で策定しました。

(2) 各種調査の実施

この計画の策定にあたり、次の3つの調査を実施しました。

① 住民アンケート調査

障がいのある人の福祉サービスの利用実態や生活実態等を把握するために、障害者手帳所持者等を対象に、郵送によるアンケート調査を実施しました。

② 事業所調査

障がい福祉サービス事業所等の新たなサービスの提供の有無、福祉人材の確保等を把握するために、市内外の障がい福祉サービス事業所等を対象に、郵送によるアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

③ 障がい者団体・ボランティア団体調査

団体の現状の課題や行政への要望等を把握するために、郵送によるアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画案を、令和3年1月4日~令和3年1月22日まで、市のホームページ等で公開し、広く市民の方々から意見を募りました。